上記伝統的枠組みに依拠しない国レベルの周波数管理手法を採用した又は採用しようとしていること。

i)　国際的な水準で有害な妨害を発生することなく、国際的な水準で必要な柔軟性を実現するには、これらの主管庁は無線通信規則の第4.4号を適用することが可能であること。

j)　第4.4号の適用により、伝統的枠組みに依拠しない、また、周波数分配表及び無線通信規則の条項から逸脱した国内周波数管理手法を採用した主管庁は、その無線局について国境を越える妨害混信からの保護を主張できないこと、また、無線通信規則に従って運用されている他の主管庁の局に対して妨害を与えてはならないこと。

以下を認め、

a)　国際周波数管理の枠組みの改善は継続的な作業であること。

b)　ITU-R研究課題224/1が、国内外の無線規制環境に対して技術的融合が及ぼす影響の研究を要請していること。

c)　憲章第42条は、その取決めを実施することが他の構成国の無線運用に及ぼし得る妨害に関して、それが憲章、条約及び業務規則に抵触しない限り、主管庁は構成国一般に関わりのない電気通信の事項に関して特別な取決めをする権利を留保できると定めていること。

以下を勧告し、

２つ以上の地上無線業務の下で稼働する可能性のある局、とりわけ越境混信の場合（上記認識事項b）参照）に関わる混信管理の全ての側面を、他の構成国の局に有害な混信が及ぶことがないように、技術的融合が無線規制環境にもたらす影響という観点から、ITU-Rが研究を行うこと。

以下を主管庁に要請する。

ITU-R研究課題224/1に寄与文書を提出することによりITU-Rの研究に積極的に参加すること。

改　　勧告第34（WRC-12）　周波数帯の分配の原則

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　無線通信規則が無線周波数を網羅した国際周波数分配表を包含すべきこと。

b)　ある場合においては、他業務を損なわずに使用の柔軟性を改善するために、第１条の最も広範に定義された業務に周波数帯の分配を行うことが望ましいこと。

c)　全世界的に共通な分配を行うことが、無線周波数の利用を改善し、調和するために、望ましいこと。

d)　周波数分配のためのこれらの原則を守ることにより、周波数分配表が、国内の周波数利用により大きな柔軟性を与える一方で、規則上重要な事項に集中することが可能なこと。

e)　急速に技術が進展しており、周波数の効率性の増加及び周波数の利用を促進するために、主管庁がそのような技術の進展の利用を望んでいること。

f)　開発途上国の要望を考慮する必要があること。

g)　ITU-R勧告SM.1133は広く定義された業務の使用に対する指針を与えること。

h)　ITU全権委員会議の関連する決議及びWRCの決議の中に見受けられる優先度を含む、国内、地域及び世界の優先度を達成する上で、無線通信は重要な役割を果たすこと。

以下を認め、

決議第26（WRC-07、改）は、追加、修正及び削除を含む脚注の使用に関する指針を与えていること。

以下を将来の世界無線通信会議に対して勧告し、

1　安全性、技術的、運用的、経済的及びその他の要素を考慮して、周波数の使用に関して主管庁に最大の柔軟性を与えるとの観点から、可能な限り周波数帯を最も広範に定義された業務に分配すべきこと。

2　安全性、技術的、運用的、経済的及びその他の要素を考慮して、可能な限り、周波数帯を世界的規模（同一の業務、業務の分類及び周波数帯の制限）で分配すべきこと。

3　決議第26（WRC-07、改）に従って周波数帯の割当てを脚注で行う場合は、第５条の脚注の数を、可能な限り最小に保つべきであること。

4　必要に応じて、WRCの議題ごとの技術開発及び運用上の開発、予測及び利用を含む、構成員からの寄与文書も考慮し、ITU-Rの関連する研究及び関連するCPMのレポートを考慮すべきこと。

以下を主管庁に対して勧告し、

世界無線通信会議への提案を作成する際に、勧告事項１から４まで及び考慮事項a)からg)までを考慮すること。

以下を主管庁に要請し、

技術上及び運用上の開発、予測及び使用法を提供するITU-R研究に活発に参加すること。

以下を無線通信局長に指示するとともに、ITU-R研究委員会にも要請し、

1　周波数帯に関連する技術的研究を実行する際に、上記の考慮事項a)からg)まで及び勧告事項１から４までを考慮して、広範に定義された業務と現在の利用が適合すること及び世界的規模で分配をそろえることの可能性について検討すること。

2　適宜、ICAO、IMO、WMO及び他の関連する国際機関の参加を得てこれらの研究を行うこと。

3　将来の世界無線通信会議へこれらの研究の結果を含む報告を提出すること。

以下をITU-Rに対して要請し、

研究範囲を識別するとともに、既存業務の分配の範囲を拡大する将来の世界無線通信会議において、会議の議題である既存業務への影響を決定するのに必要な研究を始めること。

以下を事務総局長に対して指示し、

この勧告をICAO、IMO、WMO及び他の関連する国際機関へ適宜通知すること。

以下を無線通信局長に要請する。

この勧告にITU-T及びITU-Dの注意を促すこと。

追　　勧告第76（WRC-12）　コグニティブ無線システムの導入と利用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、